**認可を受けようとする**

**地縁による団体の名称**

**代表者氏名**

**１　裁判所による代表者の職務執行停止の有無**

**（１）　　　有**

**（２）　　　無**

**２　裁判所による代表者の職務代行者選任の有無**

**（１）　　　有　　　職務代行者選任有りの場合**

**職務代行者　　氏　名**

1. **無**

※裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申し立ての目的を達するために行う処分です。

※該当のない団体は、「無」の番号に○をしてください。

**１　代理人の有無**

**（１）　　有　　　代理人有りの場合**

**代理人　　氏　名**

**住　所**

**（２）　　無**

※「代理人」は、地方自治法第２６０条の８の代理人および地方自治法第２６０条の１０の特別代理人を指します。

※該当のない団体は、「無」の番号に○をしてください。

参考：地方自治法

第２６０条の８　　認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第２６０条の９　　認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第２６０条の１０　認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。